

入院基本料について

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づき、次の入院基本料の承認を受けている医療機関です。

一般病棟(5・6・7階病棟)：一般病棟入院基本料 10対1

一般病棟は、26人/日以上看護職員(看護師及び准看護師)と入院患者50人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの看護職員の配置は次の通りです。

- 日勤帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は5人以内
8:30～16:30
- 準夜帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は25人以内
16:30～0:30
- 深夜帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は25人以内
0:30～8:30

地域包括ケア病棟(4階病棟)：

地域包括ケア病棟入院料2,看護・看護補助者配置加算

地域包括ケア病棟は、10人/日以上看護職員(看護師及び准看護師)と入院患者25人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの看護職員の配置は次の通りです。

- 日勤帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は8人以内
8:30～16:30
- 準夜帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は25人以内
16:30～0:30
- 深夜帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は25人以内
0:30～8:30

療養病棟(2階病棟)：療養病棟入院基本料1

区分2・3割合8割以上、在宅復帰機能強化加算

療養病棟は、7人/日以上看護職員(看護師及び准看護師)と入院患者20人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの看護職員の配置は次の通りです。

- 日勤帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は7人以内
8:30～16:30
- 準夜帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は20人以内
16:30～0:30
- 深夜帯 看護職員1人当たり受持ち患者数は20人以内
0:30～8:30